# 行員団体保険加入のご案内

生命 保険 こども特約付年金払特約付団体定期保険 年金払特約付団体定期保険 家族特約付医療保障保険(団体型)

- ●三菱UFJ銀行が保険会社と団体契約を結ぶ事により、 手ごろな保険料(給与引去り)で一定の保障が受けられる、 福利厚生制度としての団体保険のご案内です。
- ●加入および加入内容の変更は年1回のみ、下記日程までです。 この機会にぜひご検討ください。
- ●同額継続の場合は、自動更新となりますのでWeb申込手続や申込書の 提出は不要です。また、Web申込手続や申込書の提出がない場合も自動 更新となります。

事務手続に関するご質問・お問い合わせはエムエスティ保険サービスへ

申込締切日:2023年7月31日(月)

株式会社三菱UFJ銀行(人事部)

# 目 次

# 団体定期保険

死亡・高度障害を対象とした保障。保険金を年金払いでも受け取りできます
 新 I Bグループ保険
 こども特約付年金払特約付団体定期保険・・・・・ P2 ~ P6
 死亡・高度障害を対象とした保障。保険金を年金払いでも受け取りできます
 新 II Bグループ保険
 年金払特約付団体定期保険・・・・ P2 ~ P6

# 医療保障保険(団体型)

●病気やケガで継続して5日以上の入院保障を対象とした保障家族特約付医療保障保険(団体型) ······ P7 ~ P11

ご加入前に必ずご確認ください。

契約概要・注意喚起情報	P14~P15
お支払い等に関するご注意	P12
記入例	P13
給付金の手続きについて	裏表紙

事務手続に関する ご質問 お問い合わせ 保険の内容や手続きに関するご質問も お気軽にお問い合せください。

東日本 店番 7772 - 50 エムエスティ保険サービス㈱ 受託業務部

電話: 03-3340-3546 0120-162-677 (平日 9:00~17:00) \*\*P電話ではフリーダイヤルに繋がらないことがあります。

(新型コロナウイルス感染症の影響拡大にともない、受付時間を変更 する場合があります)

# 新IBグループ保険・新IIBグループ保険

**意向確認【ご加入前のご確認】**新 I B グループ保険・新 II B グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

# 制度内容

- ●万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。
- ●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金があります。

満17歳6ヵ月

満60歳6ヵ月

新IBグループ保険 退職後は退職者 最高 本 人 5,000万円 満70歳6ヵ月 ※配偶者は満75歳6ヵ月 新 I Bグループ 配偶者 1,000万円 ※こどもは満22歳6ヵ月 人 3,000万円\ /最高 木 保険になります こども 400万円 (こどもは本人退職時に脱退) 配偶者 1,000万円 こども 400万円 退職後は加入で 新ⅡBグループ保険 きません (新規加入、継続ともできません) /最高 本 人 4,000万円 ` 配偶者 1,000万円 /

●新IBグループ保険の本人上限金額は5,000万円、新ⅡBグループ保険の本人上限金額は4,000万円で合計 9,000万円まで加入可能です。

# 保険金と保険料

- ●記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。
- ●保険料は年齢に関係なく一律です。

# 新 I Bグループ保険 (こども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

●下記のいずれかを選んでお申込みください。

◎本人、配偶者は1百万円につき概算月額520円

	@4->\\Holling E (a , E >> 1 )   1/2   c   \$\sqrt{8} \sqrt{1}   1/2   C   \$\sqrt{1}   1/2   C								
加		18歳~	60歳	61歳~70	歳 (注8)	加入		死亡 京府院宝のした	
加入対象区分	申込 コース	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 年金原資	月額保険料(概算)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 年金原資	月額保険料 (概算)	人対象区分	申込 コース	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 年金原資	月額保険料(概算)
	50コース	50百万円	26,000円	30 百万円	15,600円		10コース	10百万円	5,200円
	45コース	<b>45</b> 百万円	23,400円	<b>30</b> 百万円	15,600円		8コース	8百万円	4,160円
	40コース	<b>40</b> 百万円	20,800円	<b>30</b> 百万円	15,600円	雨	5コース	5百万円	2,600円
	35コース	<b>35</b> 百万円	18,200円	30百万円	15,600円	配偶者	4コース	4百万円	2,080円
	30コース	<b>30</b> 百万円	15,600円	30百万円	15,600円	有	3コース	3百万円	1,560円
	25コース	<b>25</b> 百万円	13,000円	<b>25</b> 百万円	13,000円		2コース	2百万円	1,040円
*	20コース	20百万円	10,400円	20百万円	10,400円		1コース	1百万円	520円
1:	15コース	<b>15</b> 百万円	7,800円	<b>15</b> 百万円	7,800円		4コース	4百万円	280円
^	10コース	<b>10</b> 百万円	5,200円	<b>10</b> 百万円	5,200円	こ	3コース	3百万円	210円
	8コース	8百万円	4,160円	8百万円	4,160円	こども	2コース	2百万円	140円
	5コース	5百万円	2,600円	5百万円	2,600円		1コース	1 百万円	70円
	4コース	4百万円	2,080円	4百万円	2,080円				
	3コース	3百万円	1,560円	3百万円	1,560円				
	2コース	2百万円	1,040円	2百万円	1,040円				
	1コース	<b>1</b> 百万円	520円	<b>1</b> 百万円	520円				

受 取 人

本人・配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。また高度障害保険金の受取人は被保険者となります。こどもの保険金の死亡保険金受取人はご本人(保険料負担者)となります。

- (注1) 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- (注2) 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。

- (注3) 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- (注4) こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- (注5) 任意での中途脱退は原則できません(ご退職の場合は中途脱退できます)。
- (注6) 前ページ保険料表に記載のない継続のみお取扱い可能である保険金コース (新規加入不可) の更新後保険料も100万円につき概算月 額520円となります。なお、保険料詳細については、エムエスティ保険サービス㈱にお問い合わせいただければ別途ご案内いたします。
- (注7) 記載の保険料は2022年10月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。
- (注8) 30 コースを超えるコース(保険金額3,000万円超)にご加入の方が、満60歳6ヵ月を超えて更新を迎えられる場合、自動的に保険金額が3,000万円に下がります。その場合、コース名に変更はありません。(例:満60歳6ヵ月を超える場合、50コース=保険金額3,000万円)
- (注9) この制度は年齢により保険金が自動的に増減することがあります。

# 〈ご参考:過去3年間の配当実績〉 新 I B グループ保険

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
配 当 率	約 43.9%	約 49.9%	約 38.3%

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。過去3年間の配当実績はおよそ上記のとおりとなっています。

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# 新Ⅱ B グループ保険(年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

# ※加入については、新IBグループ保険(本人100万円以上)への加入が条件です。

●下記のいずれかを選んでお申込みください。

◎1百万円につき概算月額220円

						914	77  10 フと地井万昭220
加	18歳~60歳			加		死亡・高度障害のとき	
加入対象区分	申込 コース	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 年金原資	月額保険料(概算)	人対象区分	申込 コース	「死亡・高度障害保険金」 「死亡・高度障害保険金」 年金原資	月額保険料(概算)
	40コース	40百万円	8,800円		10コース	10百万円	2,200円
	35コース	<b>35</b> 百万円	7,700円		8コース	8百万円	1,760円
	30コース	30百万円	6,600円	西己	5コース	5百万円	1,100円
	25コース	<b>25</b> 百万円	5,500円	配偶者	4コース	4百万円	880円
	20コース	20百万円	4,400円	有	3コース	3百万円	660円
本	15コース	<b>15</b> 百万円	3,300円		2コース	2百万円	440円
1:	10コース	10百万円	2,200円		1コース	<b>1</b> 百万円	220円
^	8コース	8百万円	1,760円			·	
	5コース	5百万円	1,100円				
	4コース	▲百万円	880 🖽				

受 取 人

2 -

3コース

<u>-ス</u> -ス

本人・配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。また高度障害保険金の受取人は被保険者となります。

(注1) 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

3百万円

2百万円

**1** 百万円

(注2) 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が 脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。

660円 440円

220円

- (注3) 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- (注4) 任意での中途脱退は原則できません(ご退職の場合は中途脱退できます)。

# 〈ご参考:過去3年間の配当実績〉 新 Ⅱ B グループ保険

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
配 当 率	約 54.2%	約 37.4%	約 64.6%

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 過去3年間の配当実績はおよそ上記のとおりとなっています。

- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

# 保険期間

(新IB·新ⅡB共通)

●1年間(2023年10月1日~2024年9月30日)で以後毎年更新します。
加入・増額・減額は更新時のみ可能です。Web申込システムまたは申込書にてお申込み下さい。保険期間中に脱退等で被保険者の資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。
ただし、保険料の払込みが条件となります。更新の際に、増額、減額、脱退、受取人変更等の申し出がない場合は、従前のご加入内容で継続させていただきます。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

# 保 険 料

(新IB·新ⅡB共通)

●10月給与より毎月給与引去りされます(当月払方式)。

# 加入資格

# 新IBグループ保険

- ●本 人…役員および従業員(嘱託含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。(満70歳6ヵ月まで継続することができます。ただし、満60歳6ヵ月超の方は保険金額3,000万円までとなります)
- ●配偶者…役員および従業員(嘱託含む)の戸籍上の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、 2023年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方。(満75歳6ヵ月ま で継続することができます)
- ●こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を 準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年10月1日現在満2歳6ヵ月を 超え、満22歳6ヵ月までの方(こどもは本人が退職時に脱退となります)。

※夫婦が共に「本人」としての加入資格を有する場合、夫婦の一方が「本人」として加入し、かつ、夫婦の他方が「配偶者」として加入する重複加入はできません。

# 新IIBグループ保険

- ●本 人…役員および従業員(嘱託含む)で、申込書記載の告知内容に該当し、2023年10月1日 現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳6ヵ月までの方。なお、本人退職後は加入できません。
- ●配偶者…役員および従業員(嘱託含む)の戸籍上の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、 2023年10月1日現在満17歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方。(満75歳6ヵ月まで 継続することができます)

※夫婦が共に「本人」としての加入資格を有する場合、夫婦の一方が「本人」として加入し、かつ、夫婦の他方が「配偶者」として加入する重複加入はできません。

# 告 知 内 容

(新 I B・新 II B共通)

# 本 人

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出 張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

# 配偶者・こども

#### 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

- (注) ①「治療」には、指示・指導を含みます。
  - ② 「医師による治療期間」は初診から終診 (医師の判断によるもの) までの期間をいいます。

# 本人・配偶者・こども共通

# 【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

# 〈別 表〉

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、 肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

\*告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

# 配当金

(新 I B・新 II B共通)

- ●1年ごとに収支計算を行ない剰余金があれば配当金として例年11月中旬加入者に返戻されますので実質的な負担は軽減されます。但し、中途脱退された場合の配当金はありません。なお、配当金は各引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。
- その他

(新 I B・新 II B共通)

- ●医師の診査は不要です。(告知書扱い)
- ●本人の死亡保険金は、法定相続人1人につき500万円まで非課税です。(ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です)
- ●高度障害保険金は全額非課税となります。
- ●保険料(配当金があればその差引いた額)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

# 継続加入の取扱い

(新 I B・新 II B共通)

●一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

# 申込方法

(新 I B・新 II B共通)

- Web 申込システムにログインのうえ、お手続ください。既にご加入の方でお手続きされなかった場合は、自動更新として取り扱います。
- ●退職者は所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出下さい。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。ただし、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

# 年金の取扱について

(新IB·新ⅡB共通)

保険金の受取りについては、保険金受取請求時点で受取人の希望により、全額一時金・全額年金・一時金と年金の組み合わせのいずれかを選択できます。なお、年金で受取ることにした場合も、年金受給開始後に未払年金現価を一時金で受取ることもできます。

# 1. 年金の種類と型

- ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(逓増型確定年金です。)
- ●基本年金額は、毎年、逓増いたします。(逓増率単利5%)

# 2.配 当 金

●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

# 3. 年金受取人

- ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は、年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡した時は、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

# 4. 年金のお支払い

- ●年金受取人へのお支払いは、毎年4回受取りです。
- ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括支払の申し出があった場合は、未払 年金現価をお支払いします。

# 5. 年金払いの対象 となる保険金等

●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36万円未満の場合は お取扱いできません。

# 退職後の継続加入(今後退職される方々について)

\*「退職願 - グループ保険」欄で<u>現在加入中かつ残余期間の継続を希望した方</u>は、その年の保険期間(前年10/1~本年9/30)が継続され、 1年ごとに行う収支計算の結果剰余金が生じた場合の配当金もあります。

なお、残余期間の保険料は後日エムエスティ保険サービス㈱受託業務部より案内があります。

- \*上記手続きを行った方で継続加入資格者(下記)は、「新IBグループ保険」に継続加入することが出来ます。募集及び加入後の保険料 徴収、保険金請求等の手続はエムエスティ保険サービス㈱受託業務部が行います。
- \*なお、会社(銀行)が認めた一時転籍中の方についても、この資格にかかわらず、継続加入することが出来ます。

	保険種目	継続加入資格	継続最高年齢 (基準日10月1日)	保険金額	保険料	配当金
本 人 · 配偶者 共 通	退職者 新 I B グループ 保 険	本 人:定年退職者、定年退職に準じ る者、勤続25年以上の者の いずれかを満たし、銀行が 認めた者 配偶者:継続加入が認められた本人 の配偶者	本 人:満70歳 6ヵ月まで 配偶者:満75歳 6ヵ月まで	本人退職時加入の 保険金額以下 (増額はできません)	行員と 同様	あり (1年ごとに収支計 算を行い、剰余金 が生じた場合 (指定口座に振込み)

<sup>\*1</sup>年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

<sup>\*</sup>こどもは本人退職時に脱退となります。

# 保険金のお支払い)

- ●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※1)以後に(業務上業務外を問わず)発生 した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- ●引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求書の際、ご請求内容等に ついて確認する場合があります。
- ●保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
  - (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。
- なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 ●高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※1)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 (※1) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
  - 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
    - 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
      - 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 度障害 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの <del>|</del>状態
  - 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいすれもが自分ではできず、 常に他人の介護を要する状態をいいます。

# 《高度障害状態に関する補足説明》(新IB・新ⅡB共通)

- 1. 眼の障害(視力障害)
- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2.言語またはそしゃくの障害
- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その 回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込 のない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動 麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢におい てはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

\*保険金のお支払に関するご注意がP.12にございますので必ずご確認ください。

# お支払いできない場合について(解除・免責等)

(新IB·新IB共涌)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しでき ないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反に より解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が 取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険 者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
  • 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当 すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 1. 死亡保険金について
- ①被保険者が加入日(※1)から1年以内に自殺したとき

(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険 金をお支払いする場合もあります。)

- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) (※1) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 高度障害保険金について
- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

# 申込方法はP.13の記入例をご参考下さい

# 医療保障保険(家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

**意向確認【ご加入前のご確認**】医療保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたって はご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

# 制度内容

●病気やケガで継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。

# 保障と保険料

- ●下記のいずれかを選んでお申し込みください。
- \*下記保険料は加入者数(本人のみ)が1,000名以上の場合のものです。したがって、実際の加入者数が異なれば下記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

		本 人〈月額保険料〉			配偶者 〈月額保険料〉	
給付	入院給付金日額 (病気・ケガで継続して5日) 以上入院のとき	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
種類	死亡保険金 (死亡したとき)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	18~19 歳	1,325 <sup>円</sup>	839 <sup>円</sup>	515 <sup>円</sup>	839 <sup>円</sup>	515 <sup>円</sup>
	20~24	1,724	1,088	664	1,088	664
年	25~29	1,996	1,258	766	1,258	766
	30~34	2,116	1,333	811	1,333	811
	35~39	2,134	1,345	819	1,345	819
	40~44	2,380	1,501	915	1,501	915
	45~49	2,748	1,734	1,058	1,734	1,058
	50~54	3,530	2,228	1,360	2,228	1,360
齢	55~59	4,567	2,887	1,767	2,887	1,767
	60~64	6,262	3,964	2,432	3,964	2,432
	65~69	9,089	5,759	3,539	5,759	3,539

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

- (注1) 年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、満年齢を基に、1歳未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
  - (例) 保険年齢40歳=2023年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
  - 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- (注2) 任意での中途脱退は原則できません(ご退職の場合は中途脱退できます)。

# 退職後の継続加入

- \*「退職願-医療保険」欄で現在加入中かつ残余期間の継続を希望した方は、その年の保険期間(前年10/1~本年9/30)が継続され、 1年ごとに行う収支計算の結果剰余金が生じた場合には配当金もあります。
  - なお、残余期間の保険料は後日エムエスティ保険サービス㈱受託業務部より案内があります。
- \*上記手続きを行った方で継続加入資格者(下記)は、「退職者医療保障保険」に継続加入することが出来ます。募集及び加入後の保険料徴収、保険金請求等の手続はエムエスティ保険サービス㈱受託業務部が行います。
- \*なお、会社(銀行)が認めた一時転籍中の方についても、この資格にかかわらず、継続加入することが出来ます。

継	続 加	入	資格	本 人:定年退職者、定年退職に準じる者、勤続25年以上の者のいずれかを満たし、 銀行が認めた者 配偶者:継続加入が認められた本人の配偶者
継続最高年齢(基準日10月1日)			10月1日)	満69歳6ヵ月
保	険	金	額	行員と同様。ただし、退職時に新たに配偶者を加入させたり、本人・配偶者の保障金 額の引き上げはできません。
保	ß	<b>矣</b>	料	行員と同様。
配	<u> </u>	当	金	あり(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)(指定口座に振込み)

<sup>\*1</sup>年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

#### 保険期 間

●1年間(2023年10月1日~2024年9月30日)で以降毎年更新します。 この期間中に下記加入資格を失った場合には、資格を喪失した月の月末までの保障となりま す。ただし当月分の保険料を払込むことが条件です。

更新の際に、給付金額・受取人等の変更の申し出のない場合は、従前どおりのご加入内容で 継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

#### 保 険 料

●10月給与より毎月給与引去りされます(当月払方式)。

# 加入資格

●本 人…役員および従業員(嘱託含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2023年10月1日 現在満17歳6ヵ月を越え、満69歳6ヵ月までの方。

配偶者…本人の戸籍上の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年10月1日現在満17 歳6ヵ月を越え、満69歳6ヵ月までの方。

# 【告知内容】

# 本 人

# 【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限 されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出 張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

# 配偶者

# 【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注) ① 「治療」には、指示・指導を含みます。 ② 「医師による治療期間」は初診から終診 (医師の判断によるもの) までの期間をいいます。

# 本人・配偶者共通

# 【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間 ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめら れていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

# 【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期 間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

- (注) ①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
  - ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
  - ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

# 《配偶者について》

- 家族特約により保障します。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。また配偶者の入院給 付金日額の上限は5,000円です。加入金額は本人の給付金額・保険金額以下となります。
- 本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。 また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

#### 配 当 金

●1年ごとに収支計算を行ない剰余金があれば配当金として例年11月中旬加入者に返戻されま すので実質的な負担は軽減されます。但し、ご退職にて中途脱退された場合の配当金はあり ません。

#### そ ഗ 他

- ●保険料は団体型のためお手頃です。
- 医師の診査は不要です。(告知書扱い)
- ●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- ●入院給付金は非課税です。

# 継続加入の取扱い

●一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ入院給付金日額以内で継続でき ます。更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりの ご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更し ます。

# 申込方法

- ●Web申込システムにログインのうえ、お手続ください。既にご加入の方でお手続きされなかった場合は、自動更新として取り扱います。
- 退職者は所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出下さい。(申込書は新 I B・新 II Bグループ保険と併用です。)

昨年と同額継続する場合は、自動継続となりますので手続は不要です。

また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

\*ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

# 保険金・給付金のお支払い

給付種類	給 付 事 由	給 付 内 容
入院給付金	加入日(*)(2023年10月1日)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的として継続して5日以上入院したとき	入院給付金日額×(入院日数一入院開始日からその日)を含めての4日をお支払いします。
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

- ※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- (\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- ●保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html) をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

#### <入院について>

- ●入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
  - (1) 加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
    - (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(\*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(\*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。
    - (\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
  - (2) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
    - (注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」 に該当しません。
  - (3)「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
    - ① 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
    - ② ①の場合と同等の日本国外にある医療施設
- ●入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- ●被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ●入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - (1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- (2) その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
- ●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当会社がこれを認めたときは、継続した1回の 入院とみなします。
- ●入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。
- ●分娩のための入院は、当会社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。
- ●薬物依存 (モルヒネ、コカイン中毒等)、人間ドック、美容整形等、治療を目的としない入院は給付金支払の対象となりません。

#### <入院給付金>

- ●入院給付金の支払限度日数は、1回の入院につき120日分、通算700日分です。
- ●入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった 入院であることを要します。

# 受 取 人

●本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配 偶者の死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

申込方法はP.13の記入例をご参考下さい

# お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の 反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被 保険者に対応する部分が解除となった場合

## <入院給付金について>

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- (7)その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

# <死亡保険金について>

- ①その被保険者についての加入日(\*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険 金をお支払いする場合もあります。)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱 (ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# 医療保障保険契約内容登録制度

「医療保障保険契約内容登録制度」について あなたのご契約内容が登録されます。

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

# 【登録事項】

- (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別
- (2) 保険契約の種類 (医療保障保険 (団体型・個人型))
- (3) 治療給付率
- (4) 入院給付金日額
- (5) 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- (6) 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- (7) 契約日

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保 険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

# 3支払い等に関するご注意

保険金支払事由が発生した場合は直ちにエムエスティ保険サービス㈱受託業務部へご連絡ください。

# 新ⅠBグループ保険・新ⅡBグループ保険・医療保障保険

保険金・給付金をお支払いできない場合

新 I Bグループ保険・新 II Bグループ保険の保険金をお支払いできない場合はP.6の「解除・免責等」欄に、医療保障保険の 給付金・保険金をお支払いできない場合はP.10の「解除・免責等」欄に記載しておりますので、ご覧ください。

# 保険会社からのお願い)

(新IBグループ保険・新ⅡBグループ保険・医療保障保険<団体型>共通)

- (1) 保険金・給付金のご請求について
- ●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにエムエスティ保険サービス㈱受託業務部にご連絡のうえ、保険 契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- ●保険金·給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求がないと、消滅しますのでご注意ください。
- ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 (2) 改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について
- ●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受保 険会社にご通知ください。
- ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知くださ
- ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達 したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変 更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いい たしません。

# 〈団体定期保険(新IBグループ保険・新IBグループ保険) および医療保障保険(団体型)共通〉

# 〈個人情報に関する取り扱い〉

# 個人情報に関する取扱いについて

# 〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報〈氏名、性別、生年月日、健康状態等〉(以下、「個 人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ 提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生 命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・ 提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、 商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保 険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約 者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 (注) 保健医療等の機微(センシティブ) 情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と 認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp) をご参照ください。

# -死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と 同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、 個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# 生命保険契約者保護機構について

引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、保護機構といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社 が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。 なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(\*)を除き、責任準備 金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)

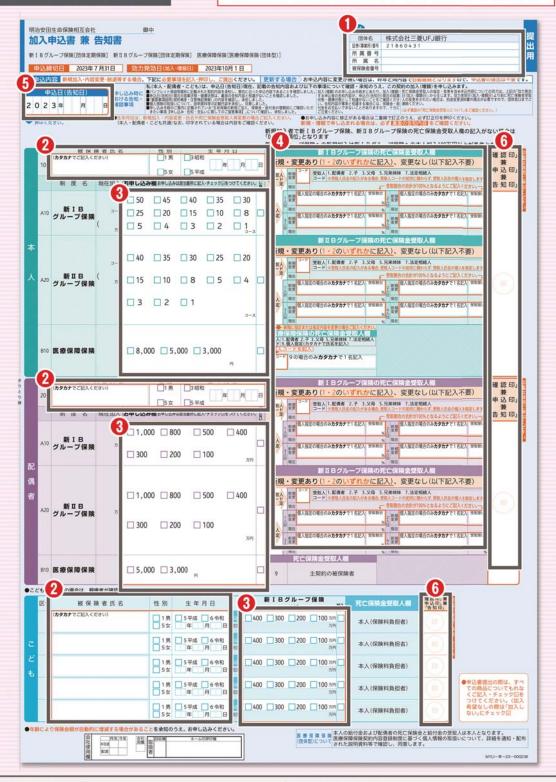
また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、 早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

詳細については、保護機構(https://www.seihohogo.jp/)をご覧ください。

(\*)破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社 または保護機構のホームページで確認できます。

# 加入申込書兼告知書のご記入例

変更がなければ提出は不要です。 所属番号、所属名変更のみの場合も提出は不要です。



#### ①所属番号・被保険者番号

●「所属番号欄」には「所属部署番号」、「被保険者番号欄」には「社員 番号」をご記入ください。

### **②氏名、性別、生年月日欄**

●必ず必要事項を記入・チェックしてください。

●印字されている場合は、被保険者氏名 (カナ)、性別、生年月日に誤 りがないか確認してください。

#### のお申込み欄

- ●「新IBグループ保険」「新IBグループ保険」についてはコース®名 または保障額を、「医療保障保険」については保障額(円)にチェッ クを入れてください。
- ●訂正箇所は二重線で訂正のうえ、申込印と同じ印鑑を押印ください。
- ●加入希望なしの場合は「加入しない」にチェックを入れてください。

# ●死亡保険金受取人欄

「1.受取人コード指定」または「2.個人指定」のいずれかを選択くださ い。孫もしくは祖父母を設定する場合は、「2:個人指定」として氏名 をご記入ください。

# ⑤申込日(告知日)

●必ずご記入ください。

# ⊙「確認印」 兼「申込印」 兼「告知印」 欄

- ●印鑑は、はっきりと押印ください。
- ●ご加入者全てに押印ください (本人・配偶者・こどもは同一印可)
- ●脱退の場合も必ず押印ください。

※コースは百万円と読み替えてください。(例) 5百万円=5コース

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

新 I B グループ保険(こども特約付年金払特約付団体定期保険) 新 II B グループ保険(年金払特約付団体定期保険) 医療保障保険(家族特約付医療保障保険(団体型))

# 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

# 契約概要【ご契約の内容】

# ●商品の仕組み

企業・団体の所属員等の方のために、企業・団体を保険 契約者として運営する保険商品です。

# 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入 資格	保険 期間	保障内容 保険料	支払 事由
新 I B グループ保険	P4	P4	P2	P6
新 II B グループ保険	P4	P4	P2	P6
医療保障保険	P8	P8	P7	P9

# 3配当金

新 I B グループ保険、新 II B グループ保険、医療保障保険は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

# 4 脱退による返戻金

新 I B グループ保険、新 Ⅱ B グループ保険、医療保障保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

# **⑤**引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、新IBグループ保険、新IBグループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

# 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」 を「増額日」と読み替えます。

# ●お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

# 2 告知に関する重要事項

- ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」と してご契約が解除され保険金をお支払いできないこと もあります。

# ❸責任開始期 (加入日\*)

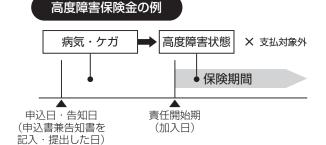
■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

# 新規加入の例 (保障はありません (保険期間 中込日・告知日 (申込書兼告知書を (加入日) 記入・提出した日)

■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険 会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開 始させるような代理権がありません。

# ●保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



- ■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内 に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いでき ません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合について は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

新IBグループ保険 P6

新 II B グループ保険 P6

医療保障保険 P10

# **⑤**生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。) に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページhttps://www.seihohogo.jp/)

# 6ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】 等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口0120 - 661 - 320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始 は除く)9:00~17:00

- ■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  - (ホームページhttps://www.seiho.or.jp/)
- ■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# **⑦**保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

各 位

株式会社三菱UFJ銀行

行員団体保険(グループ保険)の2023年更新用パンフレットについて

行員団体保険(グループ保険)の運営にあたり、2023年更新用パンフレットを電子 化のうえ、以下に掲載いたします。更新(ご加入)にあたり、新規・増額加入される方は もとより、継続加入の方も、パンフレットを参照のうえ、保障内容・保険料等ご確認くだ さい。

- ○電子化パンフレットの掲載先(アドレス) Web 申込システム内
- ○閲覧可能期間 2023年7月3日(月)~2023年7月31日(月)
- ○印刷物でのパンフレットが必要な場合の問合せ先 エムエスティ保険サービス 受託業務部

お申込時には、パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障 内容・保険金額・保険料等がご意向にそった内容となっているか、ご確認のうえお申込 みください。

また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。 記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

以上

事務手続に関する ご質問 お問い合わせ 保険の内容や手続きに関するご質問もお気軽にお問い合わせください。

# エムエスティ保険サービス(株) 受託業務部

電話:03-3340-3546 フリーダイヤル:0120-162-677

(平日 9:00~17:00)

※ IP 電話ではフリーダイヤルに繋がらないことがあります。

(新型コロナウイルス感染症の影響拡大にともない、受付時間を変更する場合があります)

〒163-1537 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー

- \*相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。
- \*この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約、年金払特約付団体定期保険契約および家族特約付 医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

# 引受保険会社

新 I Bグループ保険 MY-A-23-団-003857

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社

日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社

新**ⅡBグループ保険** MY-A-23-団-003858

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社

日本生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社

\*上記2つの保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社が他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額に応じて保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

**医療保障保険(団体型)** MY-A-23-医-003859

明治安田生命保険相互会社